

**国土交通省独立行政法人評価委員会
空港周辺整備機構分科会（第1回）**

日時：平成15年8月12日（火）

10:00～12:05

場所：国土交通省7階 航空局C会議室

（議事録案）

千葉室長 それでは、定刻でございますので、ただいまから「第1回独立行政法人評価委員会空港周辺整備機構分科会」を開催させていただきます。

本日は、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、航空局飛行場部環境整備課の周辺整備事業室長をしております千葉と申します。本日の議事進行につきましては、後ほど分科会長をお願いするまでの間、私が務めさせていただきますこととしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、冒頭で恐縮でございますが、第1回の分科会の開催に当たりまして、大臣官房審議官の鈴木から一言ご挨拶申し上げます。

鈴木審議官 大臣官房審議官の鈴木でございます。7月18日付で官房総務課長から異動してまいりました。

担務は、羽田の再拡張と成田空港環境を除く飛行場の関係というややこしい担務ですが、実は飛行場部長が今の最大の課題であります羽田の再拡張に専念しておりまして、成田はもう1人の審議官がやっております、私はそれ以外の関空、中部一般空港、それから空港の管理・建設・環境整備等々、飛行場の関係のかなりの部分をやらせていただいております。昔、平成7年から10年まで関空課長を3年やっております、いろいろ飛行ルート問題等、盛岡先生には大変お世話になりました。それから、その前は航空企画調査室長とか、中部運輸局の企画部長を務めておりました。いろいろまた重要な仕事なので、大変張り切ってやっております。

本日お世話になります空港周辺整備機構の独立行政法人化の問題でございますけれども、ご承知のように、平成13年の12月に特殊法人改革全般が閣議決定されまして、そのうちなるべく早くやれるものといいますが、比較的簡単にできるものが14年の臨時国会で法律が改正されまして、我が省の関係では6つの新しい独立行政法人ができることになりました。その1つが空港周辺整備機構でございます。それから、さらに時間のかかった大物法人といいますが、ご承知の成田の新東京国際空港公団とか、都市整備公団ですとか、これはこの前の春の通常国会で法律が改正されまして、成田につきましては特殊会社になります。名前も成田国際空港株式会社という、「新東京」ではなくて「成田」に変えました。地元対策の問題もありまして、「成田」の名前が定着したということで、空港の名前も一緒に変えまして、成田国際空港ということになるようではありますが、そういった問題

がいろいろございます。

さらに、超大物の道路4公団につきましては、まだまだもめていまして、来年の通常国会を目指して論議をするということになっていますが、今、まず総裁をどうするかという話になっていまして、まだまだ中身のほうの議論はこれからでございます。

そういうことでございますけれども、この空港周辺整備機構の独立行政法人化でございますが、既に国の研究機関とか、あるいは自動車検査の部隊などが、国から分かれて独立行政法人ということになっております。これは、いわゆる公務員型というのですが、国から切り離して、かつ先行してなっておりますが、今回は特殊法人から独立行政法人に変えるということで、非公務員型と言っております種類であります。特殊法人から変わりますので、その違いがよくわからないという声も結構ございます。今までは特殊法人ということで国と分かれていたのに、独立行政法人になって何が違うのですかと聞かれますけれども、簡単に言いますと、名前の示すとおり、運営に独立性とか自立性を持たせるということがポイントであります。特殊法人の場合は、毎年度、認可予算ということで予算も全部、大臣認可を受けて、それをきちんと執行しなさいということで、かなり国の事前の関与がきつかったところでございます。

ところが、今度の独立行政法人では、3年から5年ぐらいの中期目標というものを主務大臣が定めますが、それを受けて、法人の側で自分で中期計画を決めまして、それに沿って業務運営していく。業務運営もかなり弾力的にできます。そこで自主性がかなり出てくるわけでございますが、ただ、あくまで国から出資を受けたり、いろいろ運営交付金とか、施設整備の補助などをもらっていますので、勝手にやられてはいけないということで、業務運営を透明にして、きちんとそれを評価していくという仕組みが大事でございます。その評価の一番重要な役割を担っていただけるのが今日お集まりの先生方による評価委員会の評価でございまして、この大きな活動をきちんと評価していただいて、それを国民、世間に対して公表していただくという形で透明性を確保していくということでございます。

そういう意味で、中期目標・中期計画の設定、行政評価、さらには役員の報酬等の支払い基準、あるいは業務方法の要領を記した業務方法書等について、全般にわたりましてご意見を頂戴したいと思っっている次第でございます。

騒音問題は、ご承知のように、大阪（空港）と福岡（空港）というのはいずれも市街地のど真ん中にありまして、かつてはものすごく深刻でございました。それがために、大

阪・福岡それぞれの周辺整備機構というのが別々に最初できまして、それが（昭和）60年に統合されまして、空港周辺整備機構になったわけでございますけれども、最初、それぞれの機構ができた（昭和）50年前後から見ますと、騒音問題は大分様変わりしております。実際に私が就任しまして地元の代表の方々とお話をさせていただいても、かつてのように罵声を浴びせられるとか、そういう時代とは様変わりして、穏やかにお話ができる状態になっています。これは、国及びこの機構の周辺対策がかなり進んだというのに加えて、航空機自身がものすごく低騒音化しまして、昔のうるさい飛行機はどんどんリタイアして、新しいタイプの低騒音機が増えてきたことによるものだろうと思っております。

ただ、やはり現地へ行ってみますと、1日何回も頭の上を大きな飛行機が通過していく。ある程度静かになったとはいえ、相当の音が気になるという圧迫感というのは相当なものがあると思います。それから、伊丹などでは“嘆きの丘”というのがありまして、かつては飛行機が通るたびに皆さんがそこで嘆いたという、そういう名前らしいのですが、そういうものもちゃんと残っておりまして、まだまだ騒音対策は重要な課題でございます。

そういうことで、新しく独法化します空港周辺整備機構の役割というのも大変重要な部分がありますので、先生方のご指導、ご支援をいただきながら、こういう形で独立行政法人化を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いしたいと思っております。簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

千葉室長 それでは、次に、本分科会の委員の先生方のご紹介をさせていただきます。五十音順でご紹介させていただきます。

元関西国際空港株式会社空港計画部審議役、川田和良委員でございます。

川田委員 川田でございます。よろしくお願いいたします。

千葉室長 公認会計士、北村信彦委員でございます。

北村委員 北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

千葉室長 淑徳大学国際コミュニケーション学部講師、廻洋子委員でございます。

廻委員 廻でございます。よろしくお願いいたします。

千葉室長 大阪大学大学院工学研究科教授、盛岡通委員でございます。

盛岡委員 盛岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

千葉室長 財団法人空港環境整備協会理事、山田一郎委員でございます。

山田委員 山田でございます。よろしくお願いいたします。

千葉室長 安河内委員は、飛行機の便が少し遅れておるようでございます。

なお、筑波大学の石田東生委員、一橋大学の杉山武彦委員には、本日はご都合によりご欠席でございます。

以上のとおり、8名中（既に5名出席であり）6名の委員のご出席をいただけますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定めております会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、国土交通省側の出席者をご紹介します。

先ほどご挨拶いたしました大臣官房審議官の鈴木でございます。環境整備課長の金澤でございます。私は、司会をさせていただいております環境整備課周辺整備事業室長の千葉でございます。環境整備課総括補佐の小林でございます。

また、本日は、空港周辺整備機構理事長の芳野幸男様、副理事長の田中基介様、理事の石垣利幸様でございます。

それでは、審議に入ります前に、国土交通省独立行政法人評価委員会令第5条第3項の規定に基づきまして、本分科会の分科会長を委員の皆様の互選により選出願いたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

山田委員 ご推薦を申し上げたいと思いますので、発言をさせてください。座ったままでやらさせていただきます。

私、先ほどご挨拶でご紹介いただきましたように、航空関係の環境対策事業を業務とするところに所属しております。先ほど委員の自己紹介をいたしましたのですが、前から何度か委員会でお目にかかっております盛岡先生が委員としておられるようでございます。前から委員会の末席から、テキパキと議事を進行されリードしていかれるのを拝見しております。常々感心しておるところでございますが、盛岡先生は空港周辺整備機構の評議員もお務めになられていたことがあるというふうにお聞きしますし、言うまでもないことですが、航空環境対策、整備機構の事業内容、それから大阪空港等の航空周辺の事情にも大変お詳しいというふう聞いておまして、僭越ではございますが、私、盛岡先生に分科会の会長になっていただけるのがよいのではないかと思ひまして、ご推薦をさせていただきたいと思ひます。

千葉室長 いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

千葉室長 それでは、ご賛同いただきましたので、盛岡委員に分科会長をお願いいたします。

盛岡分科会長にご就任のご挨拶をいただき、以後の議事進行につきましては盛岡分科会長をお願いしたいと思います。それでは、盛岡分科会長、よろしくをお願いいたします。

盛岡分科会長 恐れ入ります。山田委員から過分のご推薦をいただきまして、皆様方のご了解を得て、分科会長として務めさせていただきたいと思っております。

先ほど鈴木審議官のほうからお話がございましたように、当会議は、独立行政法人になられた周辺機構の中期計画、それから、目標そのものは省庁のほうで決められるわけですが、そういった部分の審議をさせていただくと同時に、業績の報告を受けてその評価をするという、大変重要な審議の場でございます。その重責を全うしたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げたいと思っております。

独立行政法人化というのは、私が属しております大学も同じようなことでございまして、現在、学内では、まずもって予算の収支が来年から合わないということで、まずやり玉に上がりましたのは皆さん方の給料ですということで、来年は給料が下がることを覚悟で勤務してくださいと言われております。周辺機構ではそういうことはないだろうとは思っておりますけれども、何とぞ審議のほど、よろしくをお願い申し上げます。

それでは、私の任務の1つは、独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定に基づき、あらかじめ常任委員の中から分科会長の代理について指名することが必要であるということでございます。この分野におきまして、会計監査、財務等の分野につきまして大変明るいということで伺っております北村委員を指名させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、代行も定まりましたので、これ以降は写真とかカメラが撮れないということで、それを確認をしていきたいと思っております。

それでは、審議官には、これ以降の審議につきましてもご出席賜りたいのですが、ご多忙であるということでございますので、この辺でご退席ということでございます。今後ともよろしくをお願いいたします。

鈴木審議官 何とぞよろしくをお願いいたします。

(鈴木審議官退室)

盛岡分科会長 それでは、資料の説明に入るわけですが、まずご確認をしてい

ただために、まず資料確認を事務局から受けまして、その後、審議内容につきましてそれぞれ検討してまいりたいと思います。それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

金澤課長 それでは、お手元の資料の内容を確認させていただきたいと思います。議事次第と配席図、委員名簿、その後に配布資料一覧を付けさせていただいております。クリップを外していただきますと、資料の番号が1から6までございますけれども、資料1、2、3とそれぞれ束にさせていただいております。タイトルはここに記載のとおりでございます。それから、参考資料といたしまして、その後に一綴りさせていただいております。資料についてはそろっておりますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

併せまして、今後の議事運営に関連いたします事柄といたしまして、参考資料をお手元にお開きいただきたいと思っておりますけれども、その参考資料の4枚目、「参考資料2」と右上に振ってある資料がございます。「国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則」として、親委員会の評価委員会のほうで定まったものでございますが、この一番下、第5条のところに「会議の公開」という項がございます、「委員会の会議は、原則として公開する」というということになっております。ただ、「委員会において非公開とすることが適当と認められる案件については、この限りでない」。そのほか2項のほうでは、「会議の運営に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める」ということになっておまして、おめくりいただきまして、第7条「分科会の運営」のところで「第2条から第5条までの規定は、分科会に準用する」ということで、この第5条の規定を準用するような形でこの分科会の運営をお願いすることになっております。

それから、また2枚おめくりいただきまして、参考資料4でございますが、先ほどの運営規則第5条2項の規定に基づいて、親委員会の評価委員会のほうで既に定まっている会議の公開関係の基準といたしますが、それがこれでございます。第2のところには、先ほどございました会議を非公開とする案件につきましては、「独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件とする」とされております。また、第3でございますが、「議事録を作成し、これを公表する」。それから、第4のところには、「議事の要旨を作成し、速やかに公開する」。次のページの第5のところには、「資料は原則として公表する。ただし、資料を公開することによって委員会の審議の円滑な遂行若しくは当該独立法人の円滑な運営等に支障が生じるおそれがあるものについては、委員長が委員会に諮って、非公開その他の必要な措置を取ることができる」。それで、第6で、これについては「分科会におい

でも準用する」というような議事運営のルールが一応定められているところでございます。

先ほど資料のご確認をいただきましたけれども、本日の資料についても、そういうことで原則公開でございますが、今回の資料のうちで、資料番号6番「中期目標（案）及び中期計画（素案）」につきましては、もちろんこれはいずれ公開されるものでございますけれども、現時点で申し上げますと、8月1日の閣議で総理から、各法人の中期目標とか計画の目標設定については、より具体的に、また厳しくチェックすることと閣議において指示がございまして、それに応ずる形で作業をいろいろ行っているところでございます。そういう意味で、これは各法人横並びで指示を受けているわけでございますけれども、中期目標（案）、中期計画（素案）については、表現・内容がこれからさらに大いに変わり得るところがございますので、現時点ではペーパーがひとり歩きするのを避けるという意味で、非公開の扱いとしていただくことをご了承いただければ幸いに存じます。

分科会長、一応そういうことでございますので、その取り扱いについてお諮りいただければと思います。

盛岡分科会長 ありがとうございます。九州工業大学情報工学部の助教授でいらっしゃいますが、ただいま委員の安河内恵子様がお見えになられましたので、ご紹介申し上げたいと思います。

安河内委員 九州工業大学の安河内でございます。飛行機が遅れまして少し遅くなりまして申しわけありませんでした。どうぞよろしく願いいたします。

盛岡分科会長 それでは、先ほど事務局の金澤環境整備課長から資料の説明をいただきましたが、そのうち資料6につきましては非公開として扱いたいということです。これは、根拠については、参考資料4の第5というところの記述。それからもう一方では、先ほどご説明の中にありましたように、8月1日、独立行政法人化される組織全般にわたって、中期目標・中期計画のより厳しいチェックを行うということの中での作業が現在進行中である。しかも、第2回目の私どもの会議ではこれを全文ご紹介いただくということで、その時点で全体として公表されるということでございますので、その過程での審議のペーパーとして、ひとり歩きを避けたいというご趣旨でございますから、ご説明は十分理解できるかなと思うのですが、この点いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

盛岡分科会長 それでは、委員の皆様方全員のご了解が得られましたので、扱い方につ

いては、資料6につきましては、事務局説明のとおり非公開ということにしていきたいと思いを思います。

それでは、続きまして、説明の中身について続けてご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

金澤課長 それでは、資料の内容のほうのご説明をさせていただきたいと思います。資料番号1から逐次ご説明させていただきます。

まず、資料1でございますが、今回の特殊法人改革全体の前提となりました平成13年12月19日の「整理合理化計画」、閣議決定でございます。この中で、それぞれの特殊法人の取り扱いについて決定されているわけでございますが、空港周辺整備機構分につきましては、この枠の中にございますような講ずべき措置が定められたところでございます。

1つは、事業の整備目標及び目標年次を明らかにした全体計画、それと、これを基にした中期計画を作成すること。これにつきましては、既に機構と私ども、それから関係自治体も加わった形で、大阪、福岡それぞれについて周辺整備の整備計画と中期計画を策定済みでございます。

それから、共同住宅建設事業につきましては、内容はまた後ほど繰り返しご説明申し上げますけれども、廃止をする。既存の共同住宅についても、採算性の現状、見通しに関して情報公開するとともに、できる限り早期に処分するということが定められております。

以上の前提のもとで、この機構については独立行政法人とするということが決定されまして、これに基づいてその後の動きが出てきているところでございます。

続きまして、資料2でございますけれども、独立行政法人の趣旨、あるいは制度全体に関する資料でございます。先ほど鈴木審議官からも簡単にご説明申し上げましたけれども、

のところがございますように、国土交通省では11の独立行政法人が平成13年4月、それから車検に関しましては14年の7月に既に発足済みでございます。真ん中より少し下、枠で囲みましては、現在、既に独立行政法人としてスタートしております12法人のリストがございます。中心になりますのは研究所、公務員型の独立行政法人でございますが、あるいは教育機関、それから自動車検査独立行政法人、そういうものが中心でございます。

これに追加をいたしまして、この秋、10月から6つの新たな独立行政法人がスタートする予定でございます。一番下に表がございますように、現在、7つございます公団、あ

るいはセンター・機構等が独立行政法人化されるわけでございます。

1枚おめくりをいただきまして、「独立行政法人制度のポイント」、改めて繰り返してはございますけれども、資料を付けさせていただきました。

制度の基本といたしましては、事前関与・統制を極力排して事後チェックへの移行を図り、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保するということでございます。具体的には、予算とか事業計画、これまでの認可法人では毎年、予算・事業計画について認可をしておりましたけれども、この認可制度を廃止する。あるいは、大臣の監督命令等も廃止することになっております。

それに係る運営の基本でございますけれども、3番でございます。所管大臣が3年から5年の期間、空港周辺整備機構は一応5年と想定しておりますけれども、そうした期間を定めて、中期目標を所管大臣が設定する。それに沿った形で、独立行政法人の長が中期計画を作成する。それに関しては、所管大臣の認可を得ることになっております。要は、空港周辺整備機構であれば、5年に一度この中期計画の認可は入るということでございます。それから、外部の者で構成する評価委員会を置いて、定期的に業務の評価を実施をする。それから、中期計画終了時には全体的な検討を行って、業務運営の方法、組織のあり方等についても見直しを行う。最後に、透明性を高めるために、広範な事項について積極的に公表するというような運営の基本でございます。

また、財務・会計につきましても、企業会計的手法を導入すること。それから、法人の事務事業の確実な実施のために、運営費交付金、施設整備費補助金等、予算措置をいたしますけれども、運営費交付金については、「渡し切りの交付金」として弾力的に執行する、用途を細かく特定するのではなくて、幅広く流用が可能にしようということ。それから、施設整備費補助金等につきましても、中期計画の範囲内で弾力的な執行が可能になるように、例えば必要に応じて繰越明許といった制度を活用して、その年次的な拘束を緩める。その他もろもろ運用上の配慮をすることになっております。要は、補助金を交付するサイドで細々と口を出し過ぎないようにするという運用が想定をされております。

それから、職員につきましては、国家公務員の身分を与える者と与えない者とございます。空港周辺整備機構の場合には、非公務員型、公務員ではないという型にすることになっております。それから、給与等に法人及び当該職員の業績が反映される仕組みをそれぞれの法人において導入することになっております。

法令の根拠といたしましては、共通事項について独立行政法人の通則法が既に定められております。それと別に、個々の独立法人について、個別法で規定することになっておりまして、空港周辺整備機構の場合には、航空機騒音防止法がその根拠法になっているところでございます。

次に、もう1枚おめくりをいただきまして、独立行政法人の評価の仕組みと評価委員会の任務について、簡単に絵でまとめてございます。

右上隅に独立行政法人評価委員会というのがございまして、その任務といたしましては、左の主務大臣との関係では、中期目標を作成する際にご意見をいただくということ。それから、中期計画を大臣が認可するに当たってご意見をいただくということ。それから、中期計画終了後に組織の存廃について検討されることになっておりますけれども、その検討についてご意見をいただくということ。これは、3年から5年の一定のタイムスパンに一度生じる任務でございます。

それから、真ん中下、独立行政法人との関連におきましては、これは毎年になりますけれども、業務実績に関して独立行政法人から報告を受けていただいて、その実績について評価を行い、これを独立行政法人と、右下隅にございますけれども、総務省のほうに政策評価独立行政法人評価委員会という全体をいわばチェック・点検する機関がございまして。こちらのほうにも併せ通知をいただいて、この総務省の機関からは、それぞれの各省の独立行政法人評価委員会に対する意見、あるいは主務大臣に対する事務改廃等の勧告がなされることになっております。これに基づいて、事務改廃等の勧告がございましたら、主務大臣からは、独立行政法人に対して組織存廃等の所要の措置を講ずることが定められているところでございます。以上のような大まかな仕組みでございます。

次のページでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会の構成でございます。独立行政法人評価委員会は、各省ごとに1つ置かれることになっておりまして、国土交通省の所管の独立行政法人につきましては、複数の機関を1つの評価委員会で扱うことになっております。このあたりの記述は、ここに記載のとおりでございますが、一番下のところに、委員長は木村先生、委員長代理は杉山先生ということになっておりまして、1枚おめくりいただきますと、省全体の評価委員会の委員の名簿がございまして。

さらに、次のページでございますが、省全体の評価委員会は複数の法人を扱うことになりますので、実務上、処理を円滑に行うために、独立行政法人の担務をある程度分けまし

て、分科会を設置することになっております。それがこのページから次の次のページまで3枚にわたって付けてございますけれども、それぞれの法人ごとに、ここに記載の委員と、臨時委員という表現をとっておりますけれども、それぞれの分科会ごとにお願ひする委員の先生方でございます。そういう形で、各分科会のメンバーを構成いたしまして、それぞれの法人については分科会で扱うということでございます。3枚目のページの下から2つ目に空港周辺整備機構分科会がございまして、本日お願ひをしているところでございます。

以上が評価委員会関係、あるいは分科会の基本的な任務に関する資料でございます。

次の資料3でございますけれども、空港周辺環境対策の体系について、これもおさらい的になりますけれども、簡単に申し上げたいと思います。

頭のところに「空港周辺対策」というタイトルがございまして、3つ記載がございます。発生源対策という意味での機材を改良するという。あるいは、発着規制というようなソフトの運用によって発生源を小さくするという。それから、騒音を軽減するような運航方式をいろいろ工夫・努力・改善をするということ。こうした発生源対策が1つ。

それから、空港構造の改良といたしまして、滑走路を移転したり、空港内防音林をつくったり、あるいは航空援助施設を整備して特定のルートを外れないようにするといったような、空港自体のレベルアップというのが2つ目でございます。

それから、3つ目が、どうしてもそれをやっても外に騒音が漏れてしまう場合の周辺対策でございまして、この周辺対策につきましては、左側、国・公団の行う施策と、右側でございます空港周辺整備機構が行う固有事業と2つに大別されるところでございます。

左側が国・公団の行う施策。この公団というのは現在の成田公団のことでございますが、国サイドで行う施策がございます。これは、それぞれ騒音のレベルに応じて、とるべき対策が異なっておりまして、W E C P N L、いわゆるW値（うるささ指数）でございまして、これが低いところから高いところ（うるさいところ）に順番に並んでおります。騒音が出ますけれども、それほど大きな騒音でない、W値70の区域につきましては、教育施設とか病院とか、そうしたものについての防音工事の補助を国が行うことになっております。また、静かな施設が欲しいという場合に、公民館等の共同利用施設が必要になる場合があるだろうということで、そうしたものの整備・防音工事についても補助が出るようになっております。これと併せて、防音工事を行いますと、どうしても閉め切り状態になりますので、エアコンが不可欠な機械ということになります。そうしたエアコンが、どうしても

電気製品ですから一定程度たちますと故障する関係で、一定期間をたった後、そのエアコンの更新、機能回復工事と言われるものですが、そうしたものについても補助を出すことになっております。

それから、第1種区域、これは政令で指定しているわけですが、告示で定めている区域でございます。このW値75以上の区域につきましては、W値70より少しうるさくなるということで、住宅防音工事、これは一般民家の住宅防音をするための補助を行います。告示日後住宅防音工事、これはちょっとややこしくなりますので細かいご説明は省略させていただきますけれども、第1種区域の指定の告示の前後によって取り扱いに不整合が生じるものについて、別枠で措置しているものがございます。それから、空調機器の機能回復・更新についてどのように補助をするか。生活保護世帯については、電気代、空調機稼働費についても補助の制度がございます。

それから、第2種区域、W値90以上の非常にうるさい区域でございますけれども、この区域につきましては、住民が、そのうるさい区域の外に移転を希望する場合には用地を買い、建物を補償するという、一般的な公共事業の補償基準に準じた形で補償を行って引越していただくというための制度を運用しております。併せて、緑地や公園・街路等の自治体側で環境整備をするための基盤施設の整備について、国から補助を行っております。

それから、最もうるさい第3種区域につきましては、移転補償はもちろん行っておりますけれども、それに追加して緩衝緑地帯の整備。その移転補償の跡地を使って緩衝緑地帯として整備をするという事業を行っているところでございます。

その他、テレビ受信障害対策。これは、別途、テレビ受信に障害が発生すると想定されるエリア、W値70と前後するような部分もございまして、エリアを設定いたしまして、NHKの受信料の補助をしていく制度もございます。

以上が国サイドで行っている事業でございます。

右側は空港周辺整備機構、これは大阪・福岡の2つの空港のみでございますけれども、追加的に固有の事業を行っております。第1種区域の内側で再開発整備事業という事業を行っております。これは、主として第2種区域になるのですが、移転補償等で移転跡地が生じた、そうした跡地を活用して、騒音があっても差し支えない施設、例えば倉庫ですとか、駐車場ですとか、そうしたものの利用に供するために、空港周辺整備機構がこの整備を行って民間事業者へ貸し付けをするといったような事業を行っております。

それから、第1種区域の外側では、内側から移転して来られる人のための代替地の造成事業。それから、一戸建てではなくて、共同住宅を希望される方のために、共同住宅を周辺整備機構としてつくって、賃貸で貸すといった事業を行っているところでございます。

以上が空港周辺環境対策全体の体系でございまして、ほとんどが空港の設置者であるところの国の責任として行われているものが中心ということでございます。

次のページは、そのポンチ絵でございます。

その次のページでございしますが、環境基準を添付をさせていただきました。昭和48年に環境庁の告示によりまして「航空機騒音に係る環境基準」が定められておりまして、騒音対策の目標となっております。専ら住居の用に供される区域はW値70以下に下さい、そうでない地域であって通常の生活を保全する必要がある地域については75以下に下さいということでございます。達成期間等は、新設飛行場であれば直ちにこれを達成しなさいと。それから、既設飛行場であれば、それぞれランクを付けているのですけれども、一番問題の大きい伊丹空港、あるいは福岡空港につきましては一番下になりますけれども、「第1種空港及び福岡空港」という欄で、10年を超える期間内に可及的速やかに、10年を超えてもいいからできるだけ早くやりなさいということになっておりまして、これもなかなかすぐにはいかないということを念頭に置いて、その右に中間改善目標が定められております。5年以内に85W未満、あるいは85W以上だとすれば屋内で65W以下。10年以内に75W未満、あるいは屋内で60W以下ということでございます。

一番下に、(注)として記載されておりますけれども、騒音防止のための施策を総合的に講じて、なお、この達成期間で達成が困難である地域においては、希望者に対して家屋の防音工事等を行うことによって、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするというようになっております。

以上のような組み立ての中で、なかなか屋外で個々の環境基準に定められたような形の騒音の低減化を図ることは達成できておりません。やむを得ずということで、この中間改善目標、さらには(注)にありますように、防音工事によりまして屋内の環境基準を達成するように努めているというのが現況でございます。

以上が空港周辺環境対策の概要でございます。

続きまして、今後、独立行政法人になりますが、「独立行政法人空港周辺整備機構の概要」について、資料4、あと別途パンフレットを置かせていただいておりますが、その2

つの資料でご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料4でございますけれども、「沿革」。先ほど審議官からも申し上げましたけれども、航空機騒音の非常にうるさかった、ジェット化直後の特に大阪空港と福岡空港において、訴訟ですとか調停申請ですとか、いろいろ問題が発生したわけでございますが、そうした動きも受けまして、昭和49年に大阪において機構が設置され、51年に福岡において機構が設置されました。この当時はそれぞれ設置されたわけでございますけれども、昭和60年に両機構が統合されて現在に至っております。

真ん中の「業務の概要」は後ほどパンフレットでご説明申し上げます。

3「役職員等」でございますが、職員数は15年10月見込みで92名。役員数は7名以内。決算規模は、14年度の決算で166億2,400万円ということになっております。

パンフレットのほうをちょっとご覧いただきたいのですが、1枚おめくりいただきまして、ほとんど繰り返しですが、概要欄の4番の「資本構成」のところをご覧いただきたいと存じます。資本金が14億円となっております、うち国が10.5億円、大阪府・兵庫県がそれぞれ1.25億円、福岡県・福岡市がそれぞれ0.5億円。この地方分が合わせて3.5億円ということになっておりまして、国と地方の出資比率は3対1ということになっております。そういうことで、独立行政法人の中でも、比較的稀な国と地方の両者が共同して出資をしている法人だということでございます。

それから、そのパンフレットの8ページをご覧いただきたいと存じます。それぞれの事業につきまして、これまで大体どんな雰囲気で行ってきたかをご覧いただきたいと存じます。8ページは、大阪の事業本部の実績でございます。一番上が移転補償でございますが、これは先ほど環境対策の概要で申し上げましたように、国の事業として行っておりまして、国が機構に委託をして行っておりまして、トレンドがこの表にございますけれども、大阪の場合には、最近、件数は極めて限られてきている。もうピークは超えている事業ということでございます。それから、真ん中は民家防音事業でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、国の責任で行っているものでございます。ただ、手法としては、国がそれぞれの事業者、大阪・福岡以外は自治体等が事業者になりますけれども、それに補助をして補助事業として行っているものでございます。機構に対しては、補助金の格好でお金が流れてまいります。このグラフでございますけれども、左側のほうに

山があります紫色っぽいものが新規の防音工事でございます。右側のほうに山がありますえんじ色に見えておりますものが、機能回復と書いてございますけれども、エアコンの更新でございます。それから、01年、02年、一番右端に白い柱が出ておりますけれども、これが2回目のエアコンの工事でございます。それぞれこういった流れになっておりまして、新規の防音工事については限りなく少ないわけでございますが、エアコンの更新と再更新が大阪においては、主として再更新がこれから増えていくといった流れ、サイクルになっております。

その下が緑地整備事業でございます。まず、緑地造成事業の実績をここに数字で書かせていただいておりますけれども、これも国の責任で行っているものでございまして、場合によっては地方の緑地整備事業も入っております。ここに記載の5空港において、それぞれ数字が入っておりますような格好で実施をされております。大阪以外の4つの空港については、例外的にほかの空港分を機構が受託をして行っているものでございますが、いずれにいたしましても、これにつきましては、継続的に一定程度の仕事が発生しているという状況をご覧いただければと思います。

次のページでございますけれども、2番と3番は都市計画事業として行われている事業でございます。これは、特に大阪周辺だけでございますけれども、大阪府・兵庫県が都市計画で面的事業として緑地整備を行うという手法を導入いたしております。移転跡地を緑化するだけだと、どうしても櫛の歯状態になりますので、都市計画決定をかけまして、面的に土地の積極的な用地取得も行って、ベルト状に緑地整備をするという事業を行っております。底地は国の責任で、移転補償の制度を使ってやる。上物は、国が直轄でやるものと、府県がそれぞれ都市事業としてやるものとの組み合わせになっております。これにつきましては、ここで記載しておりますのは、用地取得の国の関わり分だけでございまして、上の大阪府側は今まさにピーク、兵庫県側は用地取得は完了して、これから上物整備に入っていくというところでございます。

ご参考までに、そのパンフレットの一番最後のページ、21ページ、22ページをご覧くださいますと、ここに色塗りしておりますような形でそれぞれ都市計画決定がなされております。上の絵ですと、左側が空港の滑走路端になります。下の絵ですと、ちょうど真ん中に滑走路がございまして、その両側で緩衝緑地の機能を果たすように都市計画緑地が構想されているということでございます。これは、全部木を植えるだけではなくて、一部

は利用緑地として体育館をつくったり、広場をつくったり、あるいはテニスコートや野球場にしたり、そういうものの組み合わせになっております。これは大阪固有の事業として、都市計画手法で国と地方で共同して行っているものでございます。

またお戻りいただきまして、9ページでございますけれども、9ページの下のほうが再開発事業でございます。これは国が絡むものではなくて、機構の固有事業でございます。ずっと時系列で数字を入れておりますけれども、一番下、右隅の合計欄をご覧くださいますと、その一番下の建物建設2万3,590m²という数字が入っておりますけれども、要は、再開発整備として、騒音整合的な業種、倉庫、流通、駐車場といったものに対する建物をつくりまして、これを民間事業者に貸し付けていくということでございます。現在、貸し付け中の建物床面積が2万3,590m²ということでございます。

それから、10ページの上のほう、代替地造成事業でございます。これも固有事業で、機構が自主的に行っている事業でございますが、これも一番右下の合計欄の下隅をご覧くださいますと、503区画という数字がございます。延べ譲渡済みの代替地、譲り渡し済みの代替地は503区画でございますけれども、時系列でご覧くださいますと、近年はほとんど実績がないというのが現状でございます。

それから、その下の共同住宅建設事業、これも固有事業でございますけれども、総戸数は296戸持っております。これだけの戸数を建設し、あるいはマンションなどの個別の部屋を購入しというものも含まれておりますけれども、持っているということでございます。ただ、この下のほう、平成2年度から14年度までにかけて、それぞれ売却というのが4つ並んでおります。こうした売却という措置をとっておりますように、近年、共同住宅の入居については需要が減少してきておりまして、処分する、整理をするというのが課題となっております。冒頭ありましたように、共同住宅建設の新規事業については廃止をして、これら持っている共同住宅について、これから適切にできるだけ早く処分をしていくというのが機構の課題ということになっております。

次に、11ページでございます。福岡事業本部の事業の概要でございます。まず、一番上の移転補償につきましては、大阪と若干違うところがございまして、棒グラフにあるように、継続して希望が出てきている状況でございます。

それから、民家防音工事につきましては、大阪と同様、一定のサイクルがございまして、新規の工事はほとんど終わって、機能回復が現在進行中、それから再更新、2回目の更新

が生まれ出てきているというようなサイクルを描いております。

それから、緑地整備につきましても、この棒グラフのとおりでございます、現在、継続的に実施している最中ということでございます。大阪のような都市計画事業という手法ではございませんで、国として行うものでございますけれども、継続実施をいたしております。

それから、右側12ページの上のほう、再開発でございますけれども、こちら建物も建設して民間事業者へ貸付けを行っております、全体の面積は4万4,000m²ということになっております。

代替地造成事業につきましては、これも右下隅の数字ですけれども、延べ159区画、譲り渡し済みでございます。ただ、大阪と同様に、近年、代替地の希望についてはニーズが減少してきているという状況でございます。

共同住宅については、福岡においては実施をしておりませんので記載がございません。

以上、ご覧いただきましたように、周辺整備機構の業務の大きな部分は、国の責任でございます移転補償ですとか、緑地防音工事といったものでございます。固有事業のうちで共同住宅事業と代替地の造成事業は、大阪・福岡につきましてはニーズが減少しております、今後とも必要性が高いのは再開発整備事業ぐらいということでございます。

再開発整備については、土地自体は移転補償跡地がたくさんございますので、有効利用という観点で、民間ニーズさえあればその意義は失っていないというふうに考えております。

独立行政法人移行に際しましても、そうした国の委託、あるいは補助事業が大半だということで、法人としてはやめてしまって、国が直接やったらというお話もございましたけれども、国と地方が共同してこの事業に取り組むという、その枠組みは国直轄だけではなかなか果たせないということで、今後とも国・地方共同スキームの必要性の判断におきまして、独法化が決まったという経緯もございます。一種特殊な法人でございますし、また、財務体質も国の予算に大きく依存するというので、運営上の制約もいろいろございますけれども、そうした特質を抱えながらも、評価委員の皆さん方に厳しくチェックをしていただいて、適切な運営を図っていくべきというのが現在置かれている立場かと存じます。

大変時間を取ってしまって恐縮でございましたけれども、私からは以上にいたしまして、あと、機構のほうから、14年度の収支の構造につきまして簡単にご説明をしていただき

たいと思います。

石垣理事 それでは、お手元の資料で、14年度収入・支出決算の説明をさせていただきます。資料4の1枚めくったところでございます。

これは、平成14年事業年度の大阪国際空港事業本部、福岡空港事業本部の合算ベースで作成しております。金額は100万円単位としまして、単位未満は四捨五入しております。収入決算の固有事業収入額を見ていただきますと、36億4,100万円となっております。そして、もとに戻っていただきますと、支出のほう、固有事業勘定については26億8,300万円と一致しておりません。これは、14事業年度におきまして、福岡空港事業本部で違約金収入があったことなどによるものでございます。収入・支出の差額9億5,900万円につきましては次期へ繰り越すということになっております。

支出決算でございますけれども、総額欄の下に再掲として、これは人件費とか事務処理費等々でございますけれども、管理勘定を記載しておりますが、この経費につきましては、各事業勘定の事業費に含めて計上しております。財源項目の内容でございますけれども、国からの資金、これは国庫補助金及び政府受託金でございます。地方公共団体からの資金、これは地方公共団体補助金及び地方公共団体受託金でございます。それから業務収入、これは固有事業、再開発整備事業、代替地造成事業及び共同住宅建設事業でございますが、これから発生する施設貸付料収入等でございます。

借入金等でございますが、これは政府無利子貸入金、地方公共団体無利子借入金、政府保証借入金、特別転貸債、空港周辺整備債権等、それから民家防音における住民負担金、こういうものでございます。

14事業年度の支出総額でございますが、166億円でございます。固有事業勘定、受託事業勘定及びその他事業勘定の決算額は、億円単位で申し上げますと、それぞれ27億円、107億円、32億円で、支出総額は166億円に対する各事業勘定の事業費割合を言いますと、それぞれ16.1%、64.4%、19.5%と受託事業勘定が6割を超える状況となっております。また、支出総額に係る財源構成は、国からの資金が132億円で79.4%、地方公共団体からの資金が5億円で3.2%、業務収入13億円で7.6%、借入金等は16億円で9.8%となっております。政府受託金及び地方公共団体受託金の交付を受け実施している受託事業勘定の割合が高くなっておりまして、とりわけ国からの資金が8割近くの割合となっております。

次に、収入決算でございますが、収入総額につきましては、14事業年度は176億円でございます。14事業年度の収入総額176億円のうち、各事業ごとの収入割合を見ますと、固有事業収入は36億円で20.7%、受託事業収入は107億円で60.8%、その他事業収入は32億円で18.4%、雑収入が1,400万円で0.1%と、受託事業収入が6割強の割合となっております。固有事業収入の雑収入として、これは初めにもし申し上げましたけれども、14億円を計上しておりますが、これは再開発整備事業における施設貸付相手方からの契約解除に係る違約金等の収入などの受け入れを行ったものでございます。

以上でございます。

盛岡分科会長 ありがとうございます。一通りご説明をいただきましたので、ここでご質問等ございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでございますでしょうか。

空港周辺整備機構のそれぞれの事業につきましては、これまでいろいろな局面で周知なさっておられる方が委員になっておられると思いますが、非常に簡潔にご説明いただきましたので少しわかりにくいところもあるやには思いますが、いかがでございますでしょうか。特段よろしゅうございますか。特に空港周辺整備機構としての14年度の支出決算、収入等をご説明いただきましたが、このあたりも含めて、何かこの段階でお伺いしておけば審議に役立つというような点でございましたら、おっしゃっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

川田委員 川田でございます。評価委員会ということでございますが、評価というのは結果を評価するだけでよろしいのでしょうか。例えば、今日のご説明を受けましたけれども、今日なすべきことというのは、今ご説明いただいたことを理解すればいいのだろうと思いますが、9月、あるいはその次にありますときは、民間会社の監査とか、そういう意味でのファンクションとして理解してよろしいのですか。

盛岡分科会長 いかがでしょうか。それは事務局のほうでお答えいただけますでしょうか。

金澤課長 それでは、事務局の立場でご説明させていただきます。

今回、評価委員会をお願いしておりますのは、独立行政法人がスタートするに当たりまして、国として中期目標を示し、法人側で中期計画をつくるという、その作業に向けたものでございます。先ほど全体の流れの中で、狭い意味で評価いただく場面としますのは、

それに従って独立行政法人が運営を開始して、15年度であれば残り半年しかございませんけれども、その半年行った成果について、恐らく次の夏前あたりになるかもしれませんけれども、この分科会にご報告をして、そこでチェック評価をいただくということになるかと思えます。ですから、現時点ではまだ独立行政法人としての実績はございませんので、狭い意味の評価作業をこの分科会にお願いするということではございません。今回と、次回は9月に予定させていただいておりますが、お願いしたいと思っておりますのは、私ども国として、法人に示す中期目標としてこういうものでいいかどうか。独立行政法人側がそれを受けてつくろうとしている中期計画の内容としてこういうものが適切かどうか、それを主としてご審議、ご意見をいただくということになるかと思えます。

今の時点までのご説明をさせていただきましたが、いわば予備知識的な、お勉強的な解説をさせていただきましたけれども、これから次の段階で、現時点での中期目標、中期計画の案・素案についてご説明して、またご意見をいただくという流れを期待したいと思います。

盛岡分科会長 川田委員さん、よろしゅうございますでしょうか。

川田委員 わかりました。私がお聞きしたかったのは、積極的にこういうことをやってはいかがですかとかということは、むしろ提案してはいけないのではないかと思ったのです。

盛岡分科会長 事務局、どうぞご発言ください。

金澤課長 積極的に提案をしていただくことについて、何ら差し障りがあるものではないというふうに思っております。一応、それぞれの独立行政法人の基本的な任務につきましては、独立行政法人通則法と、うちの場合は騒音防止法に定められておりまして、そのやるべき仕事自体はその法律に全部書かれている。ですから、その法律に基づかないことをやるべきではないということは指示されておりますけれども、そういう意味で、空港周辺整備機構がやるべき仕事については、いわば法律レベルで限定列挙されている。それ以外のことに手を出すのではないということにはなっているのですけれども、その枠の中で、どういうふうにしたら業務運営が最も国民に対するサービス水準を上げていって、しかもコストダウンできるかということについては、もちろん法人自身も考えるべきことではございますし、私どもも考えていくべきことではありますけれども、積極的にご提言いただいて、それを例えば中期計画に反映するということが大いに望ましい姿ではないかという

ふうになっておりますので、よろしくお願いたします。

盛岡分科会長 ありがとうございます。それでは、私どもの本日の審議の中心的命題でございます中期目標（案）、それから中期計画（素案）というふうになってございますが、少し性格が違う。もちろん、中期目標そのものは大臣がつくられるということでありまして、計画は、この4月1日から独立行政法人になります機構のほうで作成するというところでございますから、そういう意味で、まだ「素案」という文言が付いているというふうになってございます。そういう点で、9月に予定されていると伺っておりますが、第2回の会合に向けて、事務方及び機構のほうで策定される目標及び計画の進め方、こういう進め方をしていいのかどうかということをお諮りしたいというのが趣旨でございますので、資料5及び6につきましてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

山田委員 手を挙げるのが遅くて申しわけございませんが、理解をしておきたいと思っておりますので。

独立行政法人の評価の仕組みについて、三角関係の絵を見せて説明していただいたと思いますが、ここにはございますのは評価委員会そのものでございまして、この場というのはその中の分科会であると思っております。分科会の場で私どもが意見を申し上げることが、この絵の評価委員会に対してどういうふうに反映していくかというあたりの関係がちょっと明確でなかったもので、そのところを一言。

盛岡分科会長 わかりました。それでは、独立行政法人評価委員会と分科会の役割分担、特に分科会は独立行政法人評価委員会の部分をそのまま遂行できるような文言がございましたので、そのあたりをご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

金澤課長 大変失礼いたしました。本来ご説明しなければいけないことを忘れておりました。

参考資料の綴りのほうの6枚目、参考資料3でございます。どこまでを親委員会の評価委員会の議決でやるか、どこからを分科会の取り扱うものとするかという仕切りをいたしておいて、参考資料3がその整理をしたものでございます。1番が委員会での議決を必要とする事項、分科会の議決に委任しない事項としましては、親委員会自体の組織・運営関係と、(2)の業務の実績の評価関係では中期目標に係る業務の実績評価。ですから、5年間の実績の評価。それと、その5年間の業務の実績評価を受けて、必要があれば、当

該独立行政法人に対する業務改善等の勧告ということで、その5年というタイムスパンの中での評価は親委員会のほうでやるということになっております。

併せて、(3)でございますが、目標期間終了時の法人の業務・組織のあり方に関する検討の際の意見具申ということ、要は、5年スパンの中期目標期間全体を振り返っての業務組織のあり方について意見具申をするということも親委員会の仕事となっております。いわば法人の存立自体に関わるようなものでございます。

分科会のほうで処理することができ、処理をお願いする事項といたしまして、下にございますが、(1)業務の実績評価では、毎事業年度の業務実績の評価。それと、(2)主務大臣への意見具申関係では、中期目標の策定・変更に際しての意見具申。中期計画の変更・認可に際しての意見具申。各事業年度に係る業務の実績評価結果を受けての業務改善等の勧告。業務方法書の認可に際しての意見。財務諸表等の承認の際の意見。その他並んでおりまして、要は、個々の法人の毎事業年度に係るもの、個別の案件につきましては、大半の部分が分科会の議決をもって処理をしていただきたいというふうに仕切られているところでございます。そういう意味で、毎年毎年は主として分科会のほうでお願いをするということになります。よろしく願いいたします。

盛岡分科会長 ありがとうございます。山田委員さんのご質問で私たちの仕事ははっきりとしましたので、ありがたかったと思います。

それでは、まだご質問があたりかとは思いますが、後ほどの中期目標、中期計画のご説明を承ってからの審議の中で併せてご質問等も承りたいと思います。それでは、説明方を小林さんのほうからよろしく願います。

小林補佐 それでは、中期目標と中期計画についてご説明を申し上げます。

資料5と6でございますが、冒頭、中期目標と中期計画の関係について、繰り返しのようになりますが簡単にご説明申し上げますと、中期目標というのは、通則法の第29条第1項というところに根拠がございまして、国土交通大臣が定める独立行政法人空港周辺整備機構が達成すべき業務運営に関する目標ということでございます。また、中期計画につきましては、通則法の第30条というところに根拠がございまして、独立行政法人空港周辺整備機構が定める中期目標を達成するための具体的な計画ということでございます。この中期目標と中期計画につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、こちらの評価委員会の場でご意見を伺った上で、3年から5年という期間の中で定めるということになってご

ざいまして、その上で、各事業年度ごと、そして中期目標の期間の終了後について、その達成状況について、この評価委員会の場で評価をいただくという関係になってございます。

本日お示ししておりますのは、中期目標（案）と中期計画（素案）ということになってございますけれども、まずは私ども国土交通省で作成をいたしました中期目標（案）についてご意見を伺いまして、中期計画のほうにつきましては、本日は全体的なイメージをつかんでいただくためにお示しをしておりますけれども、第2回の9月の分科会のほうで具体的にご意見をちょうだいしたいというふうに考えてございます。

まず、資料5のほうをご覧いただきたいと思います。こちらは、中期目標と中期計画ということについて、全体のイメージを1枚にまとめた資料でございます。上から1、2、3ということございまして、まず1番としまして「独立行政法人空港周辺整備機構の独法化のメリット」ということで、2点掲げさせていただいております。1つは、共同住宅建設事業の新規建設の廃止、代替地造成事業の保有区画数の縮減などの業務運営の効率化。また、業務の効率化、機動性の向上の観点から大阪国際空港事業本部を中心に組織及び人員について大胆な見直しを行い、部長クラスポストを3割、職員数を1割削減ということで、業務運営の効率化という点、また、組織・人員についての見直しという点を柱として掲げさせていただいております。

次に、「中期目標の期間」ということでございますけれども、こちらは平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6カ月という期間を設定させていただいております。通則法上は、先ほども申し上げましたとおり、3年以上5年以下の期間ということになってございますが、今回は独立法人化されて初めの中期目標ということもございます。準備の関係もいろいろございますので、できる限り長い期間を取りたいということでありまして、5年間取りたいわけでございますけれども、独法化のスタート時点が10月という年度の途中からになりますので、ここは平成19年度末という時点で区切らせていただきまして、4年6カ月という期間を設定させていただいております。

次に、3としましては「中期目標及び中期計画の主な内容」ということで掲げさせていただいております。中身としましては、業務運営の効率化、業務の質の向上、財務内容の改善、その他重要事項ということで、こちら通則法の第29条第2項というところで中期目標に定めるべき事項が書いてございまして、こちらに基づいて掲げさせていただいておりますけれども、個別の内容については資料6以降でご説明をしたいと思います。

1 ページおめくりいただきまして、次に資料6 をご覧いただきたいと思います。資料6 につきましては、左側に中期目標（案）、右側に中期計画（素案）ということで掲げさせていただいてございまして、先ほども申し上げましたとおり、右側の中期計画の素案というものは周辺整備機構のほうで策定すべきものでございまして、本日はイメージということでございまして、私ども、本日は左側の中期目標（案）をご説明したいということでございます。

あと、初めにお断りをしておかなければいけないのですが、中期目標（案）ということで、本日、一部数字が抜けてあるところがございまして、こちらにつきましては、今後、独法化に伴いまして資産の承継などがございまして、こちらの資産評価がまだ済んでいないということで、財務関係の数字などが本日の段階でまだ確定していない部分がございますので、そうした関係上、数字が空欄になっているところがございまして、その点についてはご容赦いただきまして、次回の第2 回につきましては、こうした数字も全て埋めた形でご意見をちょうだいしたいというふうに考えてございます。

では、中期目標についてご説明をしたいと思います。

まず、初めの柱立ての部分につきましては、今申し上げましたとおりでございまして、「国土交通大臣は独立行政法人通則法の規定に基づいて、独立行政法人空港周辺整備機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める」と。

「中期目標の期間」につきましては、「平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする」ということでございます。

2 点目としまして、「業務運営の効率化に関する事項」ということでございます。中身につきましては、3 点掲げさせていただいてございますが、柱立てといたしまして、「機構は、航空機騒音による障害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資することを目的とする機関であり、組織のスリム化、コスト削減・収益改善を図りつつ、業務運営の効率化に資するため、事業の質の低下を招くことなく、以下の事項を達成することとする」ということでございます。

まず、1 点目としましては「組織運営の効率化」ということでございます。こちらは、航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、責任体制を明確化するために必要な体制を整備するというところでございます。

2 点目としまして「人材の活用」ということで、航空機騒音対策業務に必要な役職員を

確保するとともに、組織の活性化、効率化を推進するということでございます。

3点目としまして、「業務運営の効率化」ということでございます。こちらは3つ掲げさせていただいておりますけれども、1点目としましては、代替地造成事業の効率化ということでございます。現在、大阪2区画、福岡8区画である代替地の保有区画数については、必要最低限とし、長期保有リスクを回避する措置を講ずることということで、代替地造成事業の中身につきましては、先ほどご説明がありましたけれども、ニーズもかなり減ってきているということ。また、土地の値下がりなどもございますので、不確定な中で長期に土地を保有するというのは、不要なリスクを抱えるということもございますので、こうしたリスクを回避する措置が必要であるということをおうたっております。

2点目としましては、共同住宅ということで、既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画に基づき空家の処分計画を策定し、できる限り早期に処分するということでございます。こちらは、先ほどの資料1の中で整理合理化計画の中身について掲げさせていただいておりますが、共同住宅の建設事業については廃止をし、また、既存の共同住宅については、できる限り早期に処分をするということが書かれてございますので、これにのっとり具体的な処分計画を策定しつつ、できる限り早い処分を進めるということをおうたっております。

3点目としまして、一般管理費の抑制ということございまして、一般管理費については、(7%)程度削減するということ、本日はこちらは数字が入ってございませんが、こちらについては、先日、8月1日、石原行革担当大臣より各大臣に対してご指示がありまして、その中で、経費削減については中期目標期間中、特殊法人のときと比べて、一般管理費などの経費について、中期目標の期間や経費の内容に応じて、1割から2割の削減を実施するということ、全体として削減をするが、特殊法人のときと比べて、今回は認可法人でございますけれども、認可法人のときと比べて、1割から2割、経費を削減するということの指示がございまして、この指示を達成できるように、細かく基準を省全体でも定めておまして精査をしているところでございます。この数字については、次の会議にはお示しできるということで考えてございます。

続きまして、3点目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」ということでございます。

こちらは、まず1点目としましては、「業務の質の向上」ということを掲げてございま

す。機構がより質の高い業務を継続することが航空機騒音対策の推進及び空港周辺住民の生活環境の改善に資することに鑑み、周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質の向上を図ることとということでございます。

1つ目としまして、業務の質の向上を図るための体制・制度を構築することとということでございます。

2点目といたしましては、国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行い、空港と周辺地域の共生に資することにより、事業の円滑な実施を図り、もって騒音対策の実を上げることとということをご披露させていただきます。

次、2点目としましては「業務の確実な実施」ということで、以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策の進捗の確保を図ることとということ、こちらは5点ほど挙げてさせていただきます。

まず、1点目としましては、大阪国際空港及び福岡空港周辺における代替地については、需要に迅速に対応することを前提に長期保有リスクを回避する措置を講ずるということで、代替地の話につきましては、先ほども出てきましたけれども、大阪・福岡周辺の代替地の長期保有リスクを回避する措置を講じていくということとということでございます。

それから、2点目としましては、大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処理の期間を短縮するということとということでございます。民家防音工事につきましては、なかなか申請からの時間についても時間がかかるというような話がございまして、今後、独法化するに当たりましては、こうした期間の短縮ということがサービスの向上という点からも必要であるということとことをご披露させていただきます。

3点目としましては、大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れについては、次のとおり実施するということとことございまして、補償申請から補償金もしくは土地代金の支払いまでの期間については、現在、概ね210日ぐらいであるが、事務処理の迅速化を図り短縮に努める。

次のページへいただきますと、大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、関係機関と連絡をとりながら着実に推進することとことと、まず1点目につきましては、移転補償についても、先ほどの民家防音工事と同様に、なかなか申請からの期間がかかるというご指摘もございまして、こうしたものをなるべく期間短縮に努めていく必要があるだろうということとこととでございます。また、2点目、伊丹市の

中村地区整備ということでございますけれども、簡単に申し上げますと、中村地区と申しますのは大阪空港の北西部に隣接する地区でございます、歴史的な経緯から、国有地である空港を敷地内に約150世帯が居住しているわけでございます、こうした方々をいかに移転補償していくかということが長年の懸案となってきたわけでございます。この問題につきまして、ここ数年、地元自治体でございますとか、国、あと空港周辺整備機構が連携を図りまして、地元の自治会などと調整を進めてまいりました結果、国による移転補償の実施でございますとか、伊丹市による移転先の確保、こうしたものについてめどが立ってきたということで、この中期目標の期間中にあら方の目鼻立ちを立てたいということで、目標の中に掲げさせていただいております。

続きまして、4点目でございますか、大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実な推進を図ること。

続きまして、5番目としまして、福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実な推進を図ることということでございます。

こちらの と につきまして、周辺整備基本方針と中期基本方針というのが出てまいりますけれども、こちらにつきましては、これも先ほどの資料1の中にございました「特殊法人の整理合理化計画」の中で、こうした計画をつくっていくということをうたっております、この「特殊法人の整理合理化計画」を踏まえまして、国と機構と地元の自治体を中心となりまして、平成14年に会議を開きまして、目標年度としましては平成30年を目標に、こうした基本方針を各空港ごとにつくってまいりました。30年を目指した全体的な方針というのが周辺整備基本方針というものでございまして、また、それをよりブレイクダウンした形で具体的な整備場所等について細かい記述を確定させていただいておりますのが中期基本方針ということで、これは平成30年まで16年でございますけれども、その半分の期間、平成21年までの期間においてどれだけのものが達成できるかということを書いた計画でございます。こうしたものを踏まえまして、大阪空港と福岡空港について、より具体的な事業の推進を進めていくことが必要であるということを掲げさせていただいております。

次、3点目としまして「他機関との有機的連携」ということでございますが、まず1つ

目、航空機騒音対策に係る業務の実施に当たって、関係機関との一層の連携を図り、的確な情報を入手して業務の質の向上に努めること。

2点目としましては、空港と周辺地域の共生に資するため、関係機関との連携・協力を図ることということで、こちらにつきましては、当然、機構だけでは物事は進んでいかないことも多いわけでございますので、関係機関との連携をより強めていくという観点から掲げさせていただいております。

次のページへいただきますと、4点目として「財務内容の改善に関する事項」ということでございます。こちらにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、資産評価の数字等々がまだ出てまいっておりませんので、具体的に、例えば欠損金を何%圧縮するとか、有利子負債の残高をどれくらい圧縮する等については、本日は数字をお示しすることができません。これにつきましては、次回の分科会にご審議いただきたいと思っておりますので、本日は参考までということでご覧いただければと思っております。

最後、5番目としまして「その他業務運営に関する事項」ということでございます。この中で「人事に関する計画」ということで、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な人員の抑制を図ることということでございまして、先ほど独法の概要をご説明しました際にも、人員の削減はかなり進めてきているということでございますが、こうした流れの中で、より円滑に進め、計画的に人員の抑制を図ることが必要であるということをおたわせていただいております。

本日、中期目標（案）ということではそうした内容でございまして、今回は触れませんでした。右側に細かい内容といたしまして中期計画ということも掲げさせていただいておりますので、こうしたものをイメージとしてご覧いただきながら、本日、ご意見をちょうだいできればと思っております。どうかよろしく願いいたします。

盛岡分科会長 ありがとうございます。それでは、資料5、資料6につきましてご意見を賜りたいと思っております。中期目標、中期計画はそれなりに連動しております。それから、業務運営の効率化、業務の質の向上、財務の内容の改善、その他重要事項ということでございますが、財務の内容の改善につきましては、本日は2行ばかりの記述でございまして、次回ということではなかなかご質問しにくいとは思いますが、次回に向けての事務方の資料の整理を含めて、ご指示を出していただくということで、十分にご審議賜りたいと思っております。それでは、どこからでも結構でございますので、一通りご意見を賜りたいと思いま

す。どうぞ。

廻委員 まず、全体の印象になるのですけれども、中期目標の掲げ方の一番最初に効率化がきて、業務の質の向上が2番目にきて、財務内容の改善がくるという、この順番が私にとっては何となく違和感があるのです。といいますのは、この機構の仕事の手段として効率化があると思うので、やはり業務の質の向上が先にくるほうが普通ではないかと思うのですが、それが1点です。

それから、これも全体の印象ですが、中期目標に関しましては、まだ今、中期目標だけではなくて、中期計画も素案として出ているわけですが、ときどき中期目標と中期計画とが逆かなと思うような場合もありますし、あるいは、中期目標が余りに具体性がないというイメージがあるパートが何カ所があります。例えば2ページです。3「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」というところで、「業務の質の向上」で「機構がより質の高い業務を継続することが航空機騒音対策の推進及び空港周辺住民の生活環境の改善に資することに鑑み、周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下の業務の向上を図ること」となっていて、として業務の質の向上を図るための体制・制度を構築することとなっているのですが、まず、業務の質の向上というのは何をどういうふうに向向上させるかということがあって、そのための体制・制度を構築するというふうに掲げるのが普通なのではないかというふうに思いました。

それから、4ページで、これも1つの例ですけれども、一番上の「大阪国際空港周辺における・・・」というところです。「関係機関と連携をとりながら着実に推進すること」、これも中期目標と言われれば、これは当然のことのような、これを目標に掲げるのも何か違和感があるのです。

あるいは、5ページの5番目の「人事に関する計画」で「業務運営の効率化を図ることにより、計画的な人員の抑制を図ること」というのも、余りにも当たり前のような、中期目標だったらもう少し具体的なことを掲げませんと、後でチェックするときには何とでも、どういう基準でチェックしていいのかがちょっと難しいなという感じがするのですが、いろいろな問題がおありになるので、全体に調整していくとそうになってしまうとは思いますが、そういう点を何点か感じました。

盛岡分科会長 一通りご意見を伺ってからということにしましょうか。では、北村委員さん、どうぞ。

北村委員 本当は中期計画のほうも関わってくるかと思うのですけれども、中期計画は今日は主たる対象ではないということなので、中期目標について幾つか感じたことをお話しさせていただきます。

まず、2ページ目の「業務運営の効率化」のところ、代替地造成事業の効率化で「長期保有リスクを回避する措置を講ずる」ということになっておりますけれども、ということは、これは長期に保有するというを前提にしているのでしょうか。代替地の造成自体が、既に保有している代替地があって、そこに移転している実績というのがここ10年を見てもほとんどないわけですよね。そういうときに、その代替地というのは、造成はしたけれども更地のままでずっと残っているということなのかなと思いますけれども、それを長期に保有するというを考えているのかどうなのか。あるいは、処分するというとは考えていないのか。その辺のところはちょっと気になったところです。

それと、共同住宅については「できる限り早期に処分する」という中期目標で、これは確かに事務局の指示といたしますが、考え方かと思うのですけれども、この「できる限り早期に」という表現では何の目標にもなっていないのではないかというような気がいたします。したがって、そういう意味では、確かに現に居住されている方がいらっしゃるわけですから、一方的に云々することはできないのかもしれませんが、「できる限り早期に」というのでは目標にはなっていないのではないかという気がいたします。

それから、これは当然でしょうけれども、何%低減するという基準を明確に示していただきたいということです。何に対して何%なのかということ。

それから、3ページの(2)の「建物等の移転補償及び土地の買入れについては、次のとおり実施する」ということになっておりますけれども、土地の買入れという移転対象になる土地というのは、これは質問ですが、規模的には現在どの程度あるのですか。その辺のところはちょっとわからなかったもので、中期目標のあらわし方はどうすればいいのかというのがよくわからないという部分がありました。

それから、「業務の確実な実施」のところ、いわゆる法律によって実施しなければいけない業務、あるいは実施する業務というのが規定されているようではございますけれども、騒音に影響を受けない施設についての業務ということが中期目標の中に入っていないのかなというような印象を持ちました。

それから、4ページの(3)「他機関との有機的連携」のところは、「業務の質の向上

に努めること」となっておりますけれども、とすると、これは(1)の話ではないかというような気がいたします。

目標についてはそういう感じですが、それに対応する中期計画については9月に検討ということですが、10月1日に開始するわけですから、9月の検討の前に、9月の委員会に提出いただく資料を作成の過程において検討していただきたいと思いましたが、目標との対応関係が必ずしも整合的でない。すなわち効率的に行うとか、あるいは質の向上というのが、目標のところ、例えば「業務の確実な実施」というところに効率的に行うとか、あるいは「他機関との有機的連携」のところに業務の質の向上を図りますというようなことを計画として入れてあるというようなことです。目標と計画との整合性をとっていただいたほうがいいのかなというような点が多々ありました。

とりあえず、気づいた点を申し上げますと以上のようなことでございます。

盛岡分科会長 ありがとうございます。北村委員さんのご発言の中にご質問等もあったかと思いますが、とりあえず一通りご意見を伺ってから、まとめてお答えいただくものはお答えいただくということにしたいと思います。

それでは、山田委員さん、いかがでしょうか。

山田委員 今、お2方の委員のご意見を拝聴しておりまして、非常にごもったもなご意見だったとまず感じました。目標と計画というものの相互の関係とか、それから記載の仕方という点については、確かにおっしゃるような点を感じますので、やはりより明確にしていけることが必要かと私も考えます。

ただ、そもそも業務運営の効率化に関する点から入っている点については、これはやるべき業務の目的、内容というのがある程度明確であるということも前提になっているのかなというふうには実は理解をしていたところです。私、今いろいろ的確なご意見も出ておりますので、気のついた点を2点ほど申し上げたいと思います。

2番の「業務運営の効率化に関する事項」の中の(2)に人材の活用が書かれております。中期計画のほうがより具体的であるように思いますが、まだ素案ということで、特に計画のほうに書かれているようなことというのは非常に重要であると思ひまして、周辺整備機構が本来目的とすることを達成していくためには、どこかに「共生」という言葉もあったかと思いますが、全体として空港の実情、周辺の状況というものについて相互に理解し、一緒にやっていけるような形になるように、人材の活用・交流というのは重要

であると思ひまして、それが挙げられているという点については評価をしたいと思ひます。

それから、同じく2番の(3)については、これも北村委員のほうからご発言がありましたが、余り目標等が明確でないという点は私も感じまして、その辺をより明確にしたいと思ひますが、こういう処分等をしていくことが、目標だからそれでいいのかもしれませんが、処分ということを一語で、その中身がちょっと見えないものですから、本来、周辺を整備していこうとしてやっているものを処分するということが、今度はそれがどこかに悪影響しないのかなということが少し気になりまして、処分の内容等についてある程度明確にさせていただくということがあるといいなと思ひました。

それから、3番の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」、これはいずれもごもっともなことだと思ひますが、この中の(1)の に挙げられている事項、広報・啓発ということが、特に騒音の影響を受けている範囲が周辺の裾野のほうにきている段階では非常に重要であると私は考えております。この辺のことをきちんとした目標に挙げていただいて、具体的に対処していただけるということは非常にありがたいし、そうしていただきたいというふうに考えております。

とりあえず以上でございます。

盛岡分科会長 ありがとうございます。それでは、安河内委員さん、どうぞ。

安河内委員 先ほどから何度もありまして、私も共通する部分と共通しない部分がありますが、共通するところは、一番最初に「業務運営の効率化に関する事項」のところ、順番が少しおかしいのではないかなというふうなご指摘がありましたけれども、私もそのとおりではないかなというふうに考えております。

それから、その2行目から「組織のスリム化、コスト削減・収益改善を図りつつ」というふうにありますけれども、「収益改善」というのに私は少し引っかかっていて、こういう機構で収益改善するということはどういうことなのだろうかと。機構で、国から受託事業のような形でやっているもの以外で収益を改善できるものとするれば、再開発事業などでしょうけれども、そういうものでどういうふうに収益を改善できるのだろうか、そういう疑問も非常にこの部分で持ちましたので、まず、その点を1点申し上げておきたいと思ひます。

それから、2点目ですけれども、それは今のこととも関連しますけれども、やはり全体的に非常に具体的に書かれている部分と、単に抽象的な文言が並んでいるというふうな、

非常に混在しているのではないかという感じを受けました。例えば代替地造成事業では、大阪2区画・福岡8区画をもっと減らすとか、あるいは支払い期限を210日かかっていたのもっと減らすとか、こういう非常に具体的なことが書かれているわりには、何か全体としてどういうふうにするのか、よく先が見えないという感じがいたしまして、それが2点目です。

それから、3点目としては、1点目、2点目と関連するのですけれども、つまり1点目で収益改善ということに例えば再開発事業などが当たるのだとすれば、やはり再開発事業のことについて、先ほど課長さんのお話にもありましたけれども、再開発事業に機構が独自事業として取り組んでいくべきことではないかというようなご指摘があったように理解しておりますけれども、そういうことについて具体的に書かれていないというのは、やはり目標としては私は個人的には重要な部分が抜けているのではないかというふうに感じました。

その3点です。

盛岡分科会長 ありがとうございます。それでは、川田委員さんにご発言いただいてからと思いますので、どうぞ。

川田委員 今、全ての委員さんのおっしゃることをじっと聞いていたのでございますが、私も全く同じ感じを持ちます。ただ、これからの私の質問というよりも、実は私、周辺整備機構さんができるときの経緯、あるいはそれ以前からそういうことにタッチしておりまして、当時、航空会社の人間でございまして、この周辺整備機構をつくるときにありましたのは、移転補償対象地区を買い上げまして、それを自分で保有して、将来、他に転用する、あるいは全くの緑地にするとか、そういうことでやったわけです。周辺整備機構というのは、言うなれば不動産管理事業的に発想されたと思います。当時の大前提は、将来、土地は値上がりする。これは、どの銀行でも最近までやられていることでございますけれども、買っておけば、いずれ値段は上がるから、それを他にうまく使えば損になりはしない。それから、移転したいけれども、資金のない人たちに対してはすぐにそれを提供できるということで発想したわけです。ご存じのとおり、全てが逆転いたしましたので、はっきり言って、この中期目標を見ていまして、寂しいなというのが私の率直な意見でございます。大分苦しんでおられるなと思うのですが、ずっと考えてみましたが、世界的に見ても、空港の周辺の土地の利用規制といいですか、ランドゾーニングといいですか、そうい

うことが今問題になっておりますが、日本は、空港周辺の土地利用規制に対しては私はトップレベルだと思っております。私、最近まで山田委員のおられる組織にも行っておりました、ICAOの会議などにもよく出たり、意見を申し上げたりしているのですが、各国政府が言っていることは、ロンドンでも、あるいはニューヨークでも飛行機の騒音は減ったけれども、減ったなりに、また新しく住民が入り込んできて、その人たちがやかましい、やかましいと言っている。今気がついてみると、やはり土地の利用規制というものを疎かにしていたという反省があります。

騒音に関しまして、日本は1969年、昭和44年以降、50年になりますと周辺整備機構をつくったり、いろいろな巨額の金を投資いたしまして、1兆数千億円の金を、これは運輸省さんの代わりに言っているような感じがしないでもないですけれども、その辺の業績というものは大変大きかった。要するに、この周辺整備機構を含め、あるいは各新空港の周りに立ち退きを頼み、きれいに整地されていると思います。今後、防音工事もほぼ終わっておりますし、あとはエアコンの修復とか、そういうところですが、やはり成田などでも大分やられていますように、土地利用規制、緑地化とか、そういうものに対しても重点を置かれてはいかかかなと思います。

したがって、ちょっと申し上げたかったのは、ここに中期目標と書いてありますけれども、もっと虫食い状態になっている緑地、空港周辺を整理整頓する。そのためには、金は欠損金として処理せざるを得ないのかなという気がします。それから、新規の移転補償についても、土地の価値とか、そういうことを抜きにしてこういうことができるかどうか知りませんが、積極的にきれいな利用状況にするというのが一番いいのではないかと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

盛岡分科会長 ありがとうございます。整備機構が本来担うべき公的目標との関連で、生まれた過程から現在に至るところまで川田委員さんからお話しいただきました。

とはいえ、現在の社会の状況というのは、まさしくバブル以降のさまざまな問題点を独立行政法人という枠組みの中でしっかり対応していこうということになりますと、各法人、あるいは国の各機関が直面している課題を、同じように機構のほうも対応していかないといけない部分があります。これは共通点として我々は理解しておく必要があるのですが、とはいえ、我々が審議すべき中身の主たるものは、中期目標（案）、中期計画（素案）と

書いたものについて、少なくとも本日は、10月1日発足ということになりますと、9月の会が終了しまして、10月1日までの間が非常に短い。事実上、その段階で中期計画については、大筋いいよということになりませんと、残された2週間の間で改定するというのは非常に大変だと思いますので、そういう点で、今日いただいたご意見を十分反映して、この1カ月ほどの間にそれぞれの、すなわち国のほうと法人化される機構のほうで準備を進めていただきたいというのが一番大事なポイントだと思います。

そういう趣旨からしますと、今日ご意見をいただいている中で、やはり1つは、今日は中期目標(案)とはなっていますけれども、その書きっぷりが、節・項という書き方で見ますと、2、(1)ときて、あるいは3、(3)ときて、 、 、 という順番の後、先ほどご指摘がありましたのは、その下に・があって、・があるのは1カ所だけですね。これは多分、例示ということでお出しになられたのか。ほかのところは、これほど具体的なことを書かないつもり以案だというふうに理解していいのか。そこの記述の趣旨を事務局にご説明いただかないと、もしかしたら誤解も生まれるかもしれないというふうに思っています。そういう点で、中期目標の書きっぷりという点では、本来、機構が担うべきサービスというところから、あるいは国民に対する、地域に対するアウトカムの側からまずは書くべきであって、インプットの側から書き、あるいは場合によっては効率性という観点から書き下ろすという点についてはどうなんだろうというご指摘があります。この点は、もしかしたら当該新法人だけではなくて、国交省全体の枠組みがそうなっているのかもしれないという懸念されるのですが、ここにつきましても少しご説明をいただいたほうがいいかなと思います。

それから、質問の中に出てまいりました、達成という点で見ますと、どこまでというのはある種のボリュームとか、効率性に関しますと分母・分子というのが出てまいります。その場合の分母・分子の取りようが我々としては十分理解をしておきたい。例えば保有しておられる、あるいは長期保有されるか、短期的に処分されるかは別にして、移転対象の受け皿になる土地の母数がどれくらいあるのか。あるいは、今度は新規に移転していただく補償対象として大阪空港、あるいは福岡空港の周辺で、そういう候補が幾らあって、そのうちの事業化をしていくのが幾らなのかという、その母数対応でお示しいただかないと、達成度は評価しにくいというようなこともございました。これは質問ではあったのですが、多分、その質問の中身は、むしろそういうことを明確にしてほしいというご意見だったよ

うに私は承りました。

それから、ところどころに具体と抽象が混じり合っています。非常に苦しいところはあることは十分理解できるのですが、このあたりの比較的目標値が定量化するものと、定量化せざるを得ないのに抽象的に書かざるを得ないというものが共存する形で中期目標は策定されるのでしょうか。可能な限り中期目標も、見出しは抽象的であっても、その下のところで少し具体的なことを書かれるといったような形で統一されるような方向をおとりになれるのか。この点は少し事務方のご意見も伺っておきたいというふうに思っています。本来ですと、それを受けて各委員さんの更なるご意見を披露していただきたいのですが、時間が大分タイトになっていますので、我々委員の側の方向性としては、できるだけ定量的で、わかりやすくということをお願いしておりますが、しかし、その定量的で、わかりやすいというのが過度にある部分だけ特化して非常に具体化されますと、本当にその目標だけで全体をはかり得るのですかという疑問も生じます。そのバランスかとは思いますが、そういう方向を含めて、少し事務方からお答えをいただいて多分お開きになるのかなと思っておりますが、とりあえずお答えください。

金澤課長 若干、背景の言い訳的な部分がどうしても出てきてしまうのですが、1つ、中期目標、中期計画に関しましては、この評価委員会が一番メインの舞台ですけれども、そのほかに行革本部、参与会議、あるいは国土交通省としての方針、総務省、財務省、それぞれいろいろなところからいろいろな意見が出てまいります。特に行革本部サイドから、これをつくる過程でいろいろ出てまいりましたのが、どちらかという、コスト削減の具体的な成果を上げると。ですから、いただいたご意見の中に、順番の問題ですけれども、本当に必要なのはそれぞれの法人がやるサービス向上というのがまずあって、そのためにコストをできるだけ下げるとい、そういう順番になるのは自然な姿だというのはまさにそうだと思うのですけれども、事業化本部からのいろいろな指示の中で、できるだけコスト削減について国民にうたえられるような材料をたくさん入れ込みなさい、できるだけレベルを上げなさいと、そういうような経過があったことが1つ反映されてしまっているところがございます。

表現上、いろいろご指摘がありました不整合、あるいは不十分のところがございます。その不整合部分につきましても、例えば目標の中でもできるだけ数値目標をたくさん入れるべきであると。今、分科会長からもご指摘があった、それはまさにそのとおりでございます。

まして、そういう中で入れられるところだけ入れたというのがありていなところがございます。

これは、私どもも、今後さらに作業をさせていただくときにちょっと悩ましいところがあるのは、どうしても目標の中で具体的な数値、あるいは具体的な措置で目標を示せるものと示せないものがやはり残ってしまうのではないかと。それをレベルを合わせると、低いところに合わせざるを得ない。抽象的なレベルに合わせざるを得ないということになってしまって、それでは本意とするところには合わないのかなと。ですから、最終的には、入れられるところはできるだけ具体的な目標数値なり、あるいは具体的な措置になるような記述を目標の中にも入れていきたいと思っておりますし、もちろん計画のほうはさらに具体的にということでありましてけれども、その努力をした結果、ある項目については具体論があり、ある項目については抽象的な目標にとどまるという部分は残ってしまうのかなというような感触は持っております。ただ、今日のご指摘を受けて、さらにその作業を重ねたいと思っております。

それと、ご質問という形でありました、例えば移転補償について大もとがどれくらいあるのかと。これは、移転補償自体は希望に応じて、私ども国のほうも、受託している機構も受け身として行動いたしますので、移転補償自体について目標を定めるというのは基本的には困難な部分がございます。その母数、移転補償の対象となり得る世帯数というのは、もちろん私どももつかんでおりますけれども、今、大阪にしても、福岡にしても、かなり成熟状態にあるということを見ると、うるさいけれども、そこで我慢して暮らしていくということを経験されたに近い状態が多いのかなというふうに思います。ただ、そのあたりのデータ、それから、例えば再開発事業であれば、現に移転跡地として再開発に供する球として抱えている、これはまさに母数としての意味がありますし、それを踏まえて機構のほうもアクションをとり得ますので、そういうバックデータについては次回、十分にデータを用意させていただければと思っております。

もう1点、関連して、再開発事業そのものがいわばポジティブな事業であるにもかかわらず、この目標から抜けているというご指摘、これも途中でいろいろ部内協議の経過があるのは事実でございますので、私どもの中で十分ご意見を踏まえて載せられる方向で調整を図りたいというふうに思います。

少し言い訳めいた形で恐縮でございますが、個々のご指摘の点をもう一度十分おさらい

いたしまして、次回にまたお答えできるようにがんばりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

盛岡分科会長 ありがとうございます。それでは、これだけはこの機会に一言ということがありでしたら承っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。多分おありだと思うのですが、時間の都合がございますので、会議そのものは以上で閉じる方向にしたいと思っております。ただ、できますれば、せっかくの機会でもありますので、各委員さんのほうからご意見を事務局に寄せていただきたいと思います。先ほど金澤課長のほうから、再発事業の対応については、いわばポジティブな事業として検討していきたいし、また、過去、検討したことがあるということもおっしゃっていただいています。これは、幾つかの独立行政法人が現在こういった形で一定の事業評価を受けるといったときに、目標を高めに設定すればするほど、審議なり評価というのは厳しいものがあります。特に事務的な事項は比較的書けるし、コストダウンもある種方向性が書けるのですが、組織の本来の設置目標からした場合の前向きな提案というのをどの程度書くのかという点につきましては、ずいぶん意見が分かれるようでありまして、これは大学でも同じです。高い目標を掲げると、本当にできたのかと言われる。ですから、少し下げめのようなことも現実にはあるようでございますから、その点も私たちはよくわかった上で、事務局と機構のほうでよくご相談されて、次回に提案を出していただけたらと私は思っております。少し委員さんのご意見を受けて、ぜひ前向きな方向で進むことを期待しております。

それでは、申しわけございませんが、12時になりましたので次回の日程だけ確認をして終了したいと思います。ぜひ各委員さんのご意見を反映して、次回の段階で中期計画の素案から具体的な案として出していただけますよう、よろしくお願いいたします。では、事務局、よろしくお願いいたします。

千葉室長 それでは、次回ですが、9月12日、金曜日、時間が大変遅くて恐縮でございますけれども、午後3時から5時、省内の会議室で開催したいと考えております。資料等、詳細につきましては、委員の皆様方に追ってご連絡させていただきたいと思っております。

盛岡分科会長 ありがとうございます。それでは、12時の3時から5時ということでご提案がございましたので、よろしゅうございますでしょうか。お忙しい先生方もおありと思いますが、お集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど伺った皆様方のご意見の扱いにつきましては、事務局とよく相談して、私としても、それが反映する方向での計画案が出てまいることを指示したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、最後に確認でございますが、分科会の内容等につきましては、ご発言の趣旨をきちんと確認して、議事録、議事要旨を作成の上、速やかに公表させていただきたいということでございます。議事録の公開に当たり、事前にその内容を確認していただくため、委員各位に送らせていただきますので、夏休みかとも思いますが、ご確認願いたいと思います。私自身も、実は1カ所完全に間違えておりまして、4月1日から独立行政法人と申し上げたのですが、10月1日でございます。自分の大学のことばかり考えていたので、申しわけございません。

それでは、今日は、お忙しいところお集まりいただきまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。以上で終わります。